

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等 に関する試行について

平成26年2月7日
福島県農林技術課

東日本大震災の復旧・復興工事等の増大により資材やダンプトラック等が不足し、標準積算基準と施工実態との間で乖離（日当り作業量の低下）が生じていたことから、平成25年10月1日より現場状況を反映した「東日本大震災の被災地で適用する土地改良事業等請負工事の歩掛」及び「東日本大震災の被災地で適用する森林整備保全事業標準歩掛」を適用しています。

これに加えて、間接工事費（共通仮設費及び現場管理費）についても、作業効率の低下等により、現場の実支出が増大し、積算基準等による積算と乖離が生じているため、下記の積算方法を試行します。

- 以下の積算基準等により福島県農林水産部が発注する工事
 - （１）土地改良事業等請負工事積算基準等（施設機械を除く）
 - （２）森林整備保全事業設計積算要領

- 試行する積算方法
各積算基準等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じるものとします。

間接工事費	補正係数
共通仮設費	1.5
現場管理費	1.2

- 予定価格にこの積算方法が適用されている工事
閲覧図書「積算基準名等一覧」の「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について」欄に「○」表示のある工事（平成26年2月12日以降に起工した工事）が適用されている工事です。

- なお、当該積算方法の適用に伴い、「被災地以外からの労働者確保に要する追加費用の積算に関する当面の取扱い（平成24年3月15日）」は、平成26年2月11日限りで廃止します。

- ※ 上記の試行が適用されず、平成26年2月3日以降に契約した工事については特例措置が適用され、受注者からの協議により、補正係数を適用した変更契約を行うことが出来ます。（詳しくは入札監理課のホームページをご覧ください。）